

第7回産業構造審議会商品取引所分会において取り纏められた「商品先物市場制度の改革（中間報告）」の当基金に係る部分

1. 委託者債権保全制度の拡充

(1) 委託者債権保全制度の拡充

① 必要証拠金の取引所預託と完全分離保管の徹底

- ・取引所に預託する証拠金を超える委託者債権について、分離保管等措置を徹底し、委託者への優先弁済をより確実なものとするべきである。また、これを担保するため、分離保管等措置義務違反に対する罰則を導入するとともに、主務省及び自主規制機関による監視の強化を図るべきである。

② 破綻時のセーフティネットワークの整備

- ・現行の指定弁済機関を、証券取引における投資者保護基金に倣って、市場のセーフティネットワークとして、委託者債権の補償のための取引員全員加入の基金制度に発展させるべきである。

2. 商品取引員による市場仲介機能の適正化

(3) 商品取引員に対する監督

② 商品取引員に対する監督・監査体制の強化

- ・商品取引員に対する監督・監査体制の一層の強化を図るため、主務省と自主規制機関（取引所、日本商品先物取引協会、委託者債権の補償等のための基金）との連携を強化するとともに、それぞれの監視・監査体制を強化することが重要である。また～（中略）～、取引所は商品先物市場における取引の公正及び会員の財務面に関する監視を、日本商品先物取引協会は受託業務に係る規制及び紛争処理を、委託者債権の補償等のための基金は委託者債権保全の観点から商品取引員の財務面に関する監視を行うというように、自主規制機関それぞれの役割を明確化し、その一層の連携により効率化を図ることが重要である。